

社会福祉法人弘成会役員及び評議員等の報酬及び
費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人弘成会定款第8条及び21条に規定する理事・監事及び評議員並びに第三者委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員及び評議員等の報酬)

第2条

(1) 役員及び評議員 日額 8,000円

① 役員の年間支払総額は560,000円を超えない範囲

② 評議員の年間支払総額は336,000円を超えない範囲

(2) 評議員選任・解任委員 日額 5,000円

(3) 第三者委員(苦情処理委員) 日額 5,000円

(4) その他(法人業務) 日額 5,000円

2 交通費は、支給しないものとするが理事長の許可を得て、交通機関を利用する場合は、その実費を支給することができる。

(費用弁償の額)

第3条 役員及び評議員の出張については、社会福祉法人弘成会の旅費規程を準用し、「別表」の施設長の例により支給する。

(重複支給の排除)

第4条 常勤の職員が役員等の職を兼ねるときは、報酬は支給しない。

(報酬及び費用弁償の支給方法)

第5条 報酬については、支払い事実が発生したのち、速やかに現金で本人に直接その全額を支払う。

2 費用弁償の支給方法については、職員の例による。

(附則)

この規程は、平成 元年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成 4年12月19日から施行する。

この規程は、平成14年 3月23日から施行する。

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 6月23日から施行する。

この規程は、平成29年11月11日から施行する。